

## 第1回 岡山市浸水対策推進協議会会議録

1. 開催日時：平成29年5月23日（火）

午前10時00分～午前11時58分

2. 開催場所：岡山市役所本庁舎3階 第三会議室

3. 出席者：協議会委員 西山 哲会長、安倉 俊雄委員(欠席)

川上 研二委員、倉森 裕子委員、黒田 栄三郎委員

齋藤 美絵子委員、齋藤 光代委員、千野 貴彦委員

徳田 恭子委員、西村 輝委員

事務局 佐々木 正士郎副市長、桐野 眞二下水道河川局長、

斎野 秀幸統括審議監、尾藤 博審議監、三谷 理審議監、

河原 浩一審議監、山川 圭一下水道河川計画課長、

瀬島 和憲河川防災担当課長

4. 議 事：

午前10時00分 開会

○瀬島課長 定刻の10時が参りましたので、ただいまから平成29年度第1回岡山市浸水対策推進協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、佐々木副市長からご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

○佐々木副市長 どうも皆さん、おはようございます。副市長の佐々木でございます。

本日は本当にお忙しい中、第1回の浸水対策推進協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

本市、ご案内のとおり南部地域、特に平地を抱えておりまして、浸水に対しましては本当に極めて脆弱な地形となっております。また、近年は全国各地でゲリラ豪雨も多発しておりまして、岡山市におきましても浸水のリスクというものは非常に高まっているところでございます。

これまで浸水対策といえば、どちらかといえばハードという形で、公共側でやっていた部分も大変あったと思うんですけれども、なかなか行政の取り組みというものだけでは限界があるということで、実はさきの議会で市議会のほうにもご承認いただきまして、浸水対策の推進に関する条例というものを制定させていただきました。この条例に基づきまして、今後浸水対策の総合的な計画でございますとか、あるいはいろんな浸水対策のためのいろんな基準といったものの制度設計が必要になってくるところでございます。

本日は、このような浸水対策の基本計画の骨子、あるいは浸水対策についての技術基準につきましてご審議をいただきたいと思います。

後ほど事務局のほうから詳しい説明をさせていただきますので、委員の皆様方には是非幅広い観点から積極的なご議論、また岡山市の将来にとってどのような浸水対策があるべきかということ、本当に真摯なご議論をしていただければというふうに思っているところでございます。

簡単ではございますが、開会に当たりまして私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○瀬島課長 はい、ありがとうございました。申し遅れましたが、私、下水道河川計画課の瀬島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

配付資料の確認でございますが、まず会議次第、岡山市浸水対策推進協議会委員名簿、資料－１としまして当協議会設立の趣旨について、資料－２としまして運営要綱、資料－３としまして岡山市浸水対策の推進に関する条例、続きまして資料－４、当条例の制定について、資料－５、基本計画骨子（案）、資料－６、浸水条例による雨水排水計画と技術基準について、それと参考資料としまして条例に関するパンフレットを３種類用意しておりますけど、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、副市長から委嘱書を交付いたします。副市長、前のほうへお進みください。

それでは、お名前を呼ばれました方から順にお一人ずつ前のほうへお進みください。

まず、川上委員様、前のほうへお進みください。

○佐々木副市長 委嘱書、川上様。岡山市浸水対策協議会委員を委嘱する。平成29年4月3日から平成31年4月2日まで。平成29年4月3日、岡山市長大森雅夫。どうぞよろしくお願いいたします。

○瀬島課長 続きまして黒田委員様、前のほうへお進みください。

○佐々木副市長 委嘱書、黒田様。岡山市浸水対策協議会委員を委嘱する。以下同文でございます。岡山市長大森雅夫。どうぞよろしくお願いいたします。

○瀬島課長 続きまして齋藤光代委員様、前のほうへお進みください。

○佐々木副市長 委嘱書、齋藤様。岡山市浸水対策協議会委員を委嘱する。以下同文でございます。よろしくお願いいたします。お世話になります。

○瀬島課長 続きまして徳田委員様、前のほうへお進みください。

○佐々木副市長 委嘱書、徳田様。岡山市浸水対策協議会委員を委嘱する。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

○瀬島課長 続きまして西山委員様、前のほうへお進みください。

○佐々木副市長 委嘱書、西山様。岡山市浸水対策協議会委員を委嘱する。以下同文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

○瀬島課長 続きまして倉森委員様、前のほうへお進みください。

○佐々木副市長 委嘱書、倉森様。岡山市浸水対策協議会委員を委嘱する。以下同文でございます。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

○瀬島課長 続きまして齋藤美絵子委員様、前のほうへお進みください。

○佐々木副市長 委嘱書、齋藤様。岡山市浸水対策協議会委員を委嘱する。以下同文でございます。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

○瀬島課長 続きまして千野委員様、前のほうへお進みください。

○佐々木副市長 委嘱書、千野様。岡山市浸水対策協議会委員を委嘱する。以下同文でございます。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

○瀬島課長 続きまして西村委員様、前のほうへお進みください。

○佐々木副市長 委嘱書、西村様。岡山市浸水対策協議会委員を委嘱する。以下同文でございます。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

○瀬島課長 ここで申し訳ございませんが、佐々木副市長は所用のため退席させていただきます。

○佐々木副市長 まことに失礼いたします。どうぞよろしく願いいたします。

〔副市長退室〕

○瀬島課長 続きまして、初開催ということもありますので、浸水対策推進協議会の各委員からご挨拶をお願いいたします。先ほどの委嘱書と同じ順番で行いたいと思います。

まず川上委員様、よろしくお祈いします。

○川上委員 はい、おはようございます。両備ホールディングス岡山まちづくりカンパニーでカンパニー長をしております川上でございます。

この大役を仰せつかりまして、今まで開発行為とかいろいろやっておりますけれども、そういったところの経験からお話ができればと思っております。よろしくお祈いします。

○黒田委員 はい、失礼をいたします。私は黒田でございます。今現在も農業に取り組んでおる一人でございます。私も優良農地を各農家から預かり、今大体60haほどの農家をやっている一人でございます。

河川は本当に重要な、農地も重要ですが河川も大変重要な要素だと思っております。微力ではございますが、ひとつよろしくお祈いいたします。

○齋藤（光）委員 おはようございます。岡山大学の齋藤と申します。

私は、水環境や水資源を専門としておりますけれども、この協議会、微力ながら少しでもお役に立てるように頑張りたいと思います。よろしくお祈いいたします。

○徳田委員 NPO法人まちづくり推進機構岡山代表の徳田と申します。

日頃NPOとして、地域住民と一緒に防災対策とか災害が起きたときどうすればいいかというようなところを、特にこの協議会では必要なとか、そのほかにもユニバーサルデザインの啓発とか中山間地域の活性化についてなんかもうちのNPOでやっています。ど

うぞよろしく申し上げます。

○西山委員 岡山大学の西山でございます。

実は、まだ岡山に来て4年、それまでは実は近畿地方を中心に、実は専門の一つが内水氾濫シミュレーションのプログラムづくりと。その縁もあって、最近実はいろんな自治体さんから問い合わせが来て、最近では時間雨量100mmとか120mmでうちのまちの内水の危険度、シミュレーションしてくれと、そんなことがあるのかなと思ってたんですが、実際もう100mm、普通に問い合わせが来る時代になってまいりました。その知識を生かして、少しでもこの協議会にお役に立てればと思っています。よろしく願いいたします。

○倉森委員 おはようございます。倉森建築設計事務所というところに所属しております倉森裕子と申します。日頃は主に公共建築物の設計監理に携わっております。

このたびは岡山県建築士会のほうからの委嘱で参りました。皆様のご意見を伺いながら、また微力ながら私もこちらの委員として活動する中で、また建築のほうにも皆様のご意見や決まったことを広く広めていけたらなと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○齋藤（美）委員 おはようございます。岡山県立大学デザイン学部から参りました齋藤と申します。

私は、防災情報の情報デザイン、主にビジュアルデザインを専門としておりまして、内容を理解ですとか意識向上というところにおいてデザインがどのように働きかけるかということを常に研究をしております。そういった観点からも協力できることがありましたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○千野委員 国土交通省岡山河川事務所の千野でございます。

私のほうは、岡山三川、吉井川、旭川、高梁川の人口、都市資産が集中した下流区間を管理しているところでございます。我々は整備計画、河川に関する整備計画であるとか、ハザードマップのもととなる浸水想定区域、こういったものを公表して、さまざまな防災に関する取り組みに取り組んでいるところでございます。微力ではございますけれども、お役に立てればと思っておるところでございます。よろしく願いいたします。

○西村委員 西村と申します。岡山市安全・安心ネットワーク、これは岡山市内の全部の町内会の連合会の会であります。その中で防災専門部会というのを作りまして、その部会長をしております関係から、この会議に出席することになりました。今後ともよろしく申し上げます。

○瀬島課長 ありがとうございます。

なお、岡山県土木部河川課課長の安倉委員様は、所用のため本日欠席でございます。

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

○桐野局長 皆さん、おはようございます。岡山市下水道河川局長の桐野です。

このたび協議会の委員へのご就任をお願いしたところ、皆さん快くお引き受けくださいまして大変ありがとうございます。どうぞこれからよろしく願いいたします。

○齋野統括審議監 おはようございます。下水道河川局統括審議監の齋野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○尾藤審議監 おはようございます。下水道河川局維持管理浸水対策担当審議監尾藤と申します。よろしく願いいたします。

○三谷審議監 失礼いたします。下水道河川局審議監、下水道保全担当、平時は下水道管の維持管理のほうを担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

○河原審議監 おはようございます。下水道河川局建設担当の審議監河原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山川課長 おはようございます。下水道河川局下水道河川計画課長の山川でございます。本日はよろしく願いいたします。

○瀬島課長 失礼します。下水道河川計画課河川防災担当課長の瀬島と申します。本日は司会をさせてもらっています。よろしく願いいたします。

それでは続きまして、岡山市浸水対策の推進に関する条例第22条6項に基づいて、本協議会の会長を互選により定めたいと思いますが、委員の方からどなたかご推薦ございませんでしょうか。

○徳田委員 事務局案があれば。

○瀬島課長 はい、ありがとうございます。事務局案一任との声がありましたので、事務局案といたしまして西山委員様に本協議会会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔拍手〕

○瀬島課長 ありがとうございます。

それでは西山委員様、前のほうのお席のほうへお進みください。

〔西山委員、委員長席へ移動〕

○瀬島課長 続きまして、岡山市浸水対策の推進に関する条例第22条第8項に基づいて、本協議会の会長代理を定めたいと思います。会長代理は会長が指名することになっておりますので、西山会長様からご指名お願いいたします。

○西山会長 はい。僭越ながら私が会長を務めることになりましたので、私に任せられましたので、齋藤美絵子先生、是非ともご就任をお願いしたいんですがよろしいでしょうか。

○齋藤（美）委員 はい。

○西山会長 はい。ご本人の承諾いただきましたので、じゃあそのように進めたいと思います。

○瀬島課長 ありがとうございます。

議事に入ります前に、本日は安倉様が欠席でございますけれども、9名ご出席をいただいております、過半数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは西山会長、今後の議事進行につきましてよろしくをお願いします。

○西山会長 はい。お手元に議事次第があると思いますが、その前にこの協議会ですね、そのものが原則公開になるということ承っております。ただし、委員の皆様方には事前に資料も見ていただいていると伺っておりますけれども、改めて今資料を見ていただきまして、特別に非公開にしなければならないところがあるかどうか、少しご判断いただけますでしょうか。

特になければ、私も資料を事前に見ておまして、非公開にしなければならないところはないと判断させていただいておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山会長 はい。ご了解いただきましたので、これは公開にしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

次に、傍聴希望者の方がおられましたら、一括して許可したいと思います。事務局のほうで随時対応していただいたら結構ですので、よろしくをお願いします。よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、議事の進行に移りたいと思っております。お手元の会議次第、ご覧ください。

次第5の議事に従いまして進めたいと思っておりますけれども、資料-1、議事(1)岡山市浸水対策推進協議会設立の趣旨について、説明を事務局のほうからよろしくをお願いいたします。

○瀬島課長 はい。それでは、議事(1)の岡山市浸水対策推進協議会設立の趣旨についてご説明申し上げます。

趣旨書のほうを読み上げさせていただきます。座って読み上げさせていただきます。

岡山平野は、往古に「吉備の穴海」と呼ばれた海域に、旭川と吉井川によって運ばれた土砂の堆積や中世以降の干拓等により形成された広大な低平地であります。この岡山平野では、旭川及び吉井川を初めとする多数の河川が流下するとともに、農業用水路が網目のように張りめぐらされて、かんがい期には満々と豊かな水を湛えています。

このように本市は豊かな水に恵まれていますが、その反面、大雨に対して弱い地形的な特質を有しています。また、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風に伴う大雨のみならず、局地的な大雨が多発する傾向にあり、従来よりも浸水による被害発生のリスクが拡大しています。

こうした状況のもと、市、市民及び事業者が浸水対策に係る理念を共有し、浸水対策に

連携して取り組むことにより、将来にわたって市民が安全で安心して暮らすことのできるまち岡山を実現するため、「岡山市浸水対策の推進に関する条例」を平成29年3月22日に制定しました。

今後の浸水対策を効果的に進めるため、本条例に基づき、各分野で幅広い知見を有されている皆様からご意見を聴取する場として、標記の協議会を設立するものです。

以上でございます。

○西山会長 ありがとうございます。

1回目ということで、緊張するところもありまして、ちょっと儀式が入りましてかた苦しいところになっておりますが、今資料－1でご説明いただきましたように、平成29年3月22日、今年ですね。つい最近、2カ月前です。岡山市浸水対策の推進に関する条例と定められたという形の趣旨を、それに基づきましてこの協議会が設立したという趣旨の説明でございます。

委員の先生方、何かご意見、質問ございますでしょうか。特段よろしいでしょうか。1回目で皆さん緊張のところがあると思いますが、屈託ないご意見、活発によろしく願いいたします。

それでは、事務局さん、ありがとうございました。質問も特に出ませんでしたので、議事次第の(1)岡山市浸水対策推進協議会設立の趣旨について、これで終わります。

続きまして(2)項目、岡山市浸水対策推進協議会運営要綱について、これも説明、事務局のほう、よろしく願います。

○瀬島課長 それでは、運営要綱のほうについて説明させていただきます。お手元の資料－2、岡山市浸水対策推進協議会運営要綱をご覧ください。座って説明させていただきます。

(趣旨)でございますけれども、第1条で、この要綱は、岡山市浸水対策の推進に関する条例に基づき、岡山市浸水対策協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとするものでございます。

次に(会議の招集)、第2条でございますけれども、会長は、原則会議を招集するとき会議の日時、場所及び議事事項を定めて、会議が開催される日の3日前までに委員に書面により通知しなければならないとなっております。

次に(欠席)でございます。第3条、委員等は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

次、(書面による議事)、第4条でございます。会長は、緊急の必要があり、かつ会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、付議すべき内容を記録した書面を回付して賛否を問い、その結果をもって協議会の議決とすることができるというものでございます。

あと（議場における秩序の維持）、第5条でございます。会議中における発言は、全て議長の許可を受けなければならない。議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、会議を閉じ、または中止することができるという条文でございます。

次に（会議録）、第6条でございます。会長は、会議が終了したときは議事録を作成し、会長の指名した委員2人の署名を受けるものとする事になっている。

（傍聴）、第7条でございます。会議を傍聴しようとする者は、議長の許可を得なければならない。

傍聴人は、傍聴席においては、会議の言論に対する賛否の表明、拍手、私語、談笑等会議の妨げとなるような行為はしてはならないとなっております。

以上でございます。

○西山会長 ありがとうございます。

委員の皆様、最後の附則、日付がまだ埋まっておりますということなので、これは原案でございます。ですから、これは審議事項という形でおとりください。

皆様、何かご意見、質問ございますでしょうか。

特段ございませんでしたら、原案どおりご承認いただくということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山会長 はい、ありがとうございます。

では、原案どおり決定するという事で、要綱を定めたいと思います。

これ以降は、要綱が定まりましたので、この要綱に従い、規程によってこの運営を行っていきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、議事(3)番目の岡山市浸水対策の推進に関する条例制定の背景についてに移ります。

説明、また事務局のほう、よろしくお願ひします。委員の皆さん、どうぞお茶を飲んで気分を楽にしてください。お願ひします。

○山川課長 下水道河川計画課長の山川でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料の中の右肩に資料-3と記載しております岡山市浸水対策の推進に関する条例の制定についてというタイトルの資料をお願ひいたしたいと思ひます。座らせていただひて説明させていただきます。

すみません。資料-4です。申し訳ございません。よろしいでしょうか。

○西山会長 どうぞ。

○山川課長 このたび下水道河川局におきまして、岡山市浸水対策の推進に関する条例を策定いたしました。この条例を策定するに至った背景、制定の目的などを、資料に沿って説明させていただきます。



まず1ページをご覧ください。この資料の大きな目次です。

条例を制定するに至った背景といたしまして、岡山市を取り巻く状況、これまでの取り組み、現状と課題に分けて整理させていただいております。さらに最後の章で、条例の概要をお示しした構成となっております。

次のページをご覧ください。資料2ページからは、岡山市を取り巻く状況で、ご覧のとおり4つについて整理しております。

下の段をご覧ください。この資料3ページ目は、水害に脆弱な地形条件を抱えている岡山市の実態ということでお示しをしております。

岡山平野は標高の低い平地に広がっており、河川や海の水位に左右され、平常の排水が困難な地形というところがございます。

図の青色の部分が海拔ゼロメートルよりも低い土地となっており、岡山市の南部に大きく広がっていることがわかります。

次のページをご覧ください。集中豪雨の増加でございます。

このページ、上の段のグラフには、1時間当たり50mmを超える、いわゆるゲリラ豪雨の発生回数を示しております。近年その発生回数が全国的にいうと増加傾向にございます。

また、下段には平成27年9月の鬼怒川の氾濫、平成26年8月の広島土砂災害のときの写真を掲載させていただいております。

下の段をご覧ください。岡山市における浸水被害の発生状況です。晴れの国と言われる岡山ではありますが、実態は本市でも浸水被害が多く発生している状況でございます。また、その発生件数と被害額ともに近年は増加傾向でございます。

下段のほうに、近年の代表的な浸水被害のときの状況の写真を掲載させていただいております。

次のページをご覧ください。ここでは、岡山市における浸水被害の発生状況をお示ししております。

浸水被害の要因といたしましては、内水によるものが全体の98.3%と最も多くなっております。

下の段をご覧ください。ここでは、岡山市に大きな浸水被害を及ぼした平成23年9月の台風12号による浸水想定区域図を載せております。この台風による大雨では、24時間雨量が過去最大の198mmを記録しました。そして、市南部を中心に約4,600棟の床上・床下浸水の被害が発生しております。

次のページをご覧ください。これは、平成27年度に実施いたしました岡山市市民意識調査の結果を示しております。

「防災対策」と「河川の改修等洪水・浸水対策」の2つの項目につきまして、重要度は高いけれども満足度は低いという結果となっております。

下の段です。このページからは、これまでの取り組みについてご説明いたします。

次のページをご覧ください。

国・県における河川の整備の状況としまして、それぞれ実施箇所を示しております。

下の段は、国による河川の整備の状況の写真を現状と実施後で示しております。

次のページをご覧ください。

このページは、岡山県が実施している河川の整備状況の写真であります。

下の段をご覧くださいと思います。

これは、市による下水道の整備といたしまして、下水道河川局で取り組んでおります主な浸水対策事業を示しております。過去に被害が発生した地域を中心に、雨水の管渠や雨水排水のためのポンプ場整備を順次進めているところでございます。

次のページをご覧ください。

続きまして、市による下水道整備の事業例の写真を幾らか掲載させていただいております。

下の段は、同じく市による河川の整備の実施状況を示しております。左側は位置図で、右側には倉安川と永江川の整備状況の写真を掲載しております。

次のページをご覧ください。

本市では、浸水対策の問題解決を行うための縦割りにとらわれない横断的な組織といたしまして、雨水排水対策マトリックス班というものが創設されており、この組織では既存の水路やポンプ施設等を有効活用し、効率的・効果的な雨水排水施設の整備や運用について検討を行っております。

下の段では、このマトリックス案により実施をしました浸水対策特別事業の事業内容を少し簡単にお示ししております。

次のページをご覧ください。ここからは、事前の浸水対策の取り組みについて説明させていただきます。

下水道河川局では、雨季を前に既存施設の保守点検や水防活動に従事する職員に対し、樋門やゲートなどの操作方法等の再確認などを指示しております。

下の段では、雨季前に地元のゲート操作員の方やポンプ運転員の方と市の関係各課による連絡調整のための会議を実施しております。

また、雨水ポンプの運転や工事におけるゲートの開放作業など、市内各所で運転を実施するためには地元の方々の協力が不可欠となっております。

さらに、水防活動用資器材の補充や可搬式排水ポンプの貸与なども実施しております。

次のページをご覧ください。これは町内会への水防資材の配付などで、地域防災力の強化に向けた取り組み。それから、公民館などでの出前講座等を実施しております。

また、土砂災害危険箇所の点検といたしまして、毎年出水期前には点検を実施し、関係

者の方々へ注意を呼びかけるといった活動も行っております。

下の段をご覧ください。ここからは、台風接近時における浸水対策の活動ということでございます。

台風接近時などには大雨が事前に予想されますので、その場合に真砂土と土のう袋の配布というものを行っております。

次のページをご覧ください。ここでは、各区役所と連携をした用水路の事前水位低下の取り組みについてを示しております。

岡山市内には用水路が縦横無尽に張りめぐらされておりまして、この用水路が雨水の排水の役割も兼ねている状況でございます。大雨が予想される場合には、用水路の水位を事前に低下させることで、非常に大きな雨水の貯留効果が見込まれます。

ちなみに岡山市のシンボルでございます西川、これも市の中心部を南北に連なる幹線用水路となっておりますが、左の図に赤丸で示しているところでございますが、ここで取水された旭川の水を市の南部の地域へ広範囲に排水するという役割を担っているのが西川の用水路でございます。

事前に大雨が予想される場合には、右のフロー図のように雨雲の動きや児島湖の水位などを見ながら、関係各所と連携し、旭川からの取水を抑制し、水位を下げるなどということに取り組んでおります。これは、岡山市の特徴を有効に活かせる効果的な対策というふうに我々は考えております。

下の段をご覧ください。ここでは、児島湖の事前水位調整の実施についてをお示ししております。

笹ヶ瀬川や旭川の水位は児島湖の水位の影響を受けることから、大雨時の雨水排水には児島湖の水位が大きな影響を及ぼします。特に台風時には、旭川ダムの放流、低気圧等により、天文潮位以上に児島湖の潮位が高くなり、児島湖の水を排水できないといった場合もございます。そのため、事前の児島湖の水位調整も用水路の水位調整と同様に重要な対策となっているところでございます。

次のページをご覧ください。大雨時の下水道河川局の雨水ポンプ場の運転体制についてお示しをしております。

下の段をご覧ください。これは、可搬式のリースポンプや排水ポンプでの対応ということを記載しております。

次のページをご覧ください。これは、市の危機管理室におきまして洪水ハザードマップの公表を行っております。

洪水による浸水は、約100年から150年に1度の大雨により河川の堤防が破堤した場合を想定して作成されております。1度発生すると命にかかわるような災害となるため、マップでは早目の避難を呼びかけております。

下の段をご覧ください。

下水道河川局では、内水による浸水被害軽減のために昨年6月に内水ハザードマップを作成し、広く市民の皆様に向けて公表を行いました。内水による浸水とは、大雨によって下水道施設や用水路、側溝などから排水し切れなくなった雨水がまちにあふれ出して浸水することをいいます。洪水とは異なりまして命にかかわるような事態は少ないのですが、発生頻度は多いため、日頃からの備えなどにより浸水被害の軽減を目的として公表をさせていただいております。

また、資料にはございませんが、本年3月に旭川タイムラインが完成しております。タイムラインとは、いつ、誰が、何を行うかを明確化したもので、防災にかかわる組織が連携し、台風等に対してそれぞれの役割や対応行動を定めた計画となっております。今後は台風接近時などの大雨による洪水が想定された場合には、この旭川タイムラインに基づき関係機関と調整し、浸水被害への備えを行ってまいります。

次のページをご覧ください。ここからは、3番目の現状と課題について整理させていただいております。

下の段をご覧ください。下水道や河川の整備の現状と課題でございます。

下水道による雨水の整備、いわゆるポンプ場や雨水管渠の整備ですが、現在は平成23年の台風12号による大規模浸水被害のあった地区を中心に整備を進めておりますが、対策率100%を達成するまでには、まだまだ今後長期間かかるという状況でございます。

河川の整備につきましても、平成元年から整備を進めておりますが、河川も同様にまだまだこれから多くの時間がかかるという状況でございます。

課題といたしましては、ハード整備事業は着実に進めている状況ではございますが、多くの財源と時間が必要という状況になっているところでございます。

次のページをご覧ください。雨水排水路の管理の現状と課題でございます。

平成23年の台風12号の被害を受けまして、農業用水路や児島湖の事前水位の調整の取り組みを強化しているところではありますが、ゲリラ豪雨などにはなかなか対応できていない状況でございます。

下水道関係の樋門やゲート操作につきましても、農業用水路に設置されている場所が多く、農業関係者の方の協力は不可欠でございます。さらに近年では、樋門などの操作を行っていただいている地元の方々の高齢化というような問題も顕在化している状況でございます。そうしたことから課題として、まず1つ目に農業用水路や児島湖の事前水位調整についての取り組みの高度化、2つ目に下水道関連の樋門やゲート操作などについての遠方監視を含めた対策、3つ目に農業関係者を含めた総合的な浸水対策への取り組みなどが必要であると考えられます。

下の段をご覧ください。民間施設において実施する雨水流出抑制に関する現状と課題で

ございます。

現在1,000㎡以上の開発行為を行う場合には、関係部局との協議が必要ということで、下水道河川局へも民間の開発業者の方が来られて協議を行っております。そのときに雨水流出抑制施設の設置についても協力をお願いしているところがございますが、協力に対しては法的な根拠がない、お願いベースであるということから、ここでお示しをしていますように、過去16年間に協力が得られた物件は1,400件中13件と、約1%程度にとどまっているという状況でございます。

課題といたしましては、民間の流出抑制施設の設置について、協力が得られるような仕組みづくりが必要であると考えます。

次のページをご覧ください。開発行為にかかわる雨水流出抑制では、法律や条例に基づかない雨水貯留施設は、その開発の当初計画に含まれないというところがほとんどでございます。下水道河川局と協議時に、雨水流出抑制の依頼を行いまして、開発申請者の方にとりましては、計画の修正にかかる時間や費用の問題から、なかなか対応は困難という状況が多く、協力が得られておりません。また、開発行為を伴わない建築物建てかえのような建築行為につきましては、そもそも雨水流出抑制の協議はほとんどないという状況でございます。

課題としましては、計画の初期段階で市と雨水流出抑制の協議を確実にできる仕組みづくりが必要であると考えます。

下の段をご覧ください。公共施設における流出抑制に関する現状と課題でございます。

国や県、市などの公共施設に対しましても、雨水流出抑制施設の設置をお願いしているところがございますが、過去3年間で協力を得られました施設は約25%にとどまります。

課題としましては、法的な根拠がなく、担当者のお問い合わせというところでの判断をされ、予算等の問題を含め、協力がなかなか得られない状況になっており、それについても協力が得られるような仕組みづくりが必要であると考えます。

次をご覧ください。個人の住宅などにおける現状と課題でございます。

現在、補助制度としまして、下水道に切りかえを行っていただくときに不要になる浄化槽を利用して、雨水貯留槽に改造、活用するといった場合についてのみ補助を行っている現状でございます。これにつきましても、近年はほとんど活用されていないという状況がございます。

課題としましては、新設の雨水貯留タンクにも助成をするというようなことなどで、市民の方が活用しやすくなるような補助制度、雨水流出抑制の取り組みの推進が必要であると考えられます。

下の段をご覧ください。市民の取り組みの現状と課題でございます。

岡山市における自主防災会、自主防災組織の組織率は61%となっており、県内でも

23位、全国的にも岡山県は41位と低くとどまっているという状況でございます。

課題としましては、防災の基本は自助、共助、公助でございます。公助には限界がありますので、市民の浸水対策への関心を高め、水防意識の啓発を図っていく必要があるのではないかと考えております。

次のページをご覧ください。市民の取り組みとしては、余り知られていない個人でできる対策を示しております。

雨水ますや側溝の詰まりを防ぐといったようなことや、落ち葉などを定期的に掃除していただくこと、また各家庭で雨水貯留タンクなどを設置していただくこと。それから、合流地区では雨が降っているときにお風呂の水を少し流すのを我慢していただくといったようなことも有効だということになっております。

課題といたしましては、市民の方が住んでいる地区の状況を把握して、個人それぞれができる対策にご協力いただけるよう周知する活動が必要だと考えます。

その他のほうをご覧ください。ここまでご説明をさせていただきました背景のまとめ、それから施設の方向性につきまして整理をしたものをお示ししております。

まず、岡山市を取り巻く現状といたしましては、水害に脆弱な地形、岡山市でも浸水被害が多く発生している。市民意識調査の結果、重要度が高いけれども市民の満足度は低いというような現状をご説明させていただきました。

次に課題といたしまして、ハード整備には多くの時間が必要。

農業用水路等を含めた総合的な浸水対策の取り組みが必要。

民間の方にも雨水流出抑制施設の設置に対する協力が得られるような仕組みが必要。

そのためには、計画の早い段階で民間の方々と協議を行っていける仕組みが必要。

それから、公共施設が雨水流出抑制を行う場合には、依頼の根拠となるものが必要。

また、市民の方が活用しやすい補助制度や市民の水防意識を啓発する仕組みが必要。

このような課題があることをご説明させていただきました。

こうした現状と課題を解決していくために、市と市民、事業者が連携、協働して、浸水対策に取り組むための仕組みづくりが必要でございます。そのための岡山市浸水対策の推進に関する条例を策定することにより、それらを実現してまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。最後に、条例についての主な内容を記載しております。

条例は、6章24条で構成されておまして、条文自体は資料-3でお配りしておりますが、ここでは条例の主な内容を示しております。

まず①としまして目的として、浸水対策の基本理念、市・市民・事業者の責務、浸水対策を推進するための基本となる事項等を定め、浸水被害の発生及び拡大の防止を図り、もって安全で安心な市民生活の形成に寄与することを目的とする。

2つ目に、市・市民・事業者のそれぞれの責務を示しております。

3つ目に、具体的な市の取り組みといたしまして、基本計画の策定、下水道・河川等の整備、公共施設への雨水流出抑制施設の設置、水防体制の強化、市民の水防意識の啓発の3点を上げております。

4つ目に、市民・事業者の取り組みといたしまして、自己の所有する敷地等において雨水流出抑制施設の設置に努める、地域における防災訓練等に積極的な参加、避難体制の強化に努めるとしております。

次のページをお願いします。5つ目に、市は国・県等へ浸水対策の推進について要請する。

6つ目に、開発事業等に係る雨水・排水計画の協議は、一定規模以上の開発事業等におきましては、市との協議を義務化する。

7つ目に、市民及び事業者への支援に関すること。

8つ目に、浸水対策に関する協議会を設置し、第三者の意見を聞きながらということになり、これが条例の主な内容ということになります。今後は、この条例に基づき、基本計画の策定や行政による浸水対策の推進、それから民間等への指導やこの制度による支援など、体系的な浸水対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上で岡山市浸水対策の推進に関する条例制定の背景についての説明を終わらせていただきます。

○西山会長 ありがとうございます。

もちろんこの委員の先生方からご専門の範囲からもう既にご周知のことでもあると思いますが、市のほうでもうまくハード、ソフトそれぞれの課題をまとめていただきまして、最初に副市長さんの言葉にもありましたように、ハードの限界があると。どうソフトで補っていくかと。ただしそのソフトにもこれから大分大きく課題を抱えている状況であるということで、資料-3のほうに浸水対策の条例を示していただいておりますけれども、この資料-4のほうの最後のほうに、最後の2ページで条例の主な内容ということでまとめていただいておりますので、もちろん委員の先生、細かいところも見ていただいているのかもしれませんが、最後2ページで背景から来て、最後こういう条例をまとめたということのご説明でございました。

この後、実は引き続きまして骨子（案）ですね。計画骨子、それから技術基準、細かいところへ行きますけれども、今事務局のほうからご説明ありました背景、それから条例案の大体の概要につきまして、何かお気づきの点ございますでしょうか。というか、どちらかという説明資料だったんですけども、ここを確認しときたいとか、技術的な審議に入る前にここどうなっているのということで確認いただくことございましたら、遠慮なくおっしゃってください。

なかなか、安全・安心をうたっている市だけに、いざこういうことが起きると逆に被害

が心配されるというところですね。その背景もまとめていただいておりますが、特にご確認いただきたいところありますか。よろしいですか。

○西村委員 すみません。

○西山会長 じゃあ西村さん、はい。

○西村委員 西村ですが、この中でポンプ場というのは、かなり有効な浸水対策のハードだと思っておりますが、私、実は農業も若干やっております、それから農業の土木水利委員なんかも何度も引き受けたことあるんですが、ポンプ場の運営に関して、農水省の補助でつくった農業用のポンプ場と、それから浸水対策というか、でつくられているポンプ場、2種類あるというように私の中では認識しておるんですが、主に動いているのは農業用のポンプということで、農業用のポンプは事前にここに書かれている台風が来るときに事前に用水の水位を下げたおこうなんていうことはなかなかされていないんじゃないかなという気があるんですが、その辺、教えていただければと思います。

○西山会長 事務局、いかがでしょうか。すぐに答えられなくても、後から資料を調べてという回答もよろしいかと思うんですけども。今お答えはできますか。

○山川課長 はい。委員ご指摘のように、岡山市には農業用の排水機場というものが多々あります。下水のほうでも雨が予測される場合には、農林部局のほうとも関係しまして取水制限をやっていただいておりますが、それに合わせて下流のほうで事前にできるだけ農業施設のそういうポンプを運転していただいて、水位を下げるということをご協力していただいているというのが現状だと思います。

○西山会長 よろしいですか。もちろん細かい言いたいところはまた後で事務局のほうに調べて回答していただくようにします。

ほか、どんなご意見でも結構です。この後、本当技術的な細かいところをいきますので、ここで確かめておきたいというようなところがありましたら、遠慮なく言ってください。ございませんか。

すみません。マイク回してもらって、齋藤先生、お願いします。

○齋藤（光）委員 岡山大学の齋藤です。

すみません。先ほどの資料の31ページの3-3の部分で、雨水流出抑制に関する現状と課題のところ、今回制定された新しい雨水排水計画では、敷地の対象となる規模の面積が3,000㎡以上というふうに決められていると思うんですけども、この資料のところで、1,000㎡以上の開発行為に対して貯留施設の設置を要請しているが、過去16年間で協力は余り得られていないというふうに書かれているんですけども、これの16年前に1,000という値で1回もう正式に要請をされていたということなんでしょうか。

○西山会長 大丈夫ですか。

○山川課長 はい。



○西山会長 どうぞ、お願いします。

○山川課長 ここであります1,000㎡以上というのは、開発行為の許可が必要なものということで、市街化区域におきましてはそもそも1,000㎡以上のものが対象となるということで、ここの過去の開発許可を出したところについてのデータを集計したものでございます。

○西山会長 よろしいですか。

○齋藤（光）委員 はい。

○西山会長 ありがとうございます。

ほか、お気づきのところございますでしょうか。ここちょっと確認しておきたいというところございますか。なければ、この後詳しいところに入ってきますので。

そうしたら、次の議事に進めさせていただきます。

じゃあ続いて、いよいよ計画骨子と技術基準の詳細に入ってまいります。

それでは、岡山市浸水対策基本計画骨子（案）、これの議論に移りたいと思いますので、事務局のほう、説明よろしくをお願いします。

○山川課長 はい。それでは引き続きまして、岡山市浸水対策基本計画骨子（案）について、お手元の資料に沿って説明させていただきたいと思います。右肩に資料－5と書いてあります基本計画骨子（案）というタイトルの資料でございます。

この基本計画というものは、「岡山市浸水対策の推進に関する条例」の第7条の基本計画の策定の項に規定しております浸水対策に関する基本的な計画を定めるものとするに基づいて策定されるものであります。

また、基本計画の内容は、(1)浸水被害の予防及び軽減のための基本方針、(2)下水道、河川等の整備等に関する事項、(3)雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項、(4)森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能の保持に関する事項、(5)水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項、(6)浸水対策を推進するために必要な事項の6つの事項について定めるものと規定されております。

次に、基本計画の目的といたしましては、浸水被害をできる限り軽減させるために、雨水を直接河川や下水道へ排除するだけではなく、地域全体で雨水の流出抑制に積極的に取り組んでいただいて、市・市民・事業者の役割分担を明確にするとともに、基本計画の中でお示しする浸水対策の目指すところ、目標を共有していただいて、浸水対策を総合的かつ計画的に推進するための指針とするためです。

市・市民・事業者の役割分担を明確にするために、それぞれの責務を定めております。

市民の皆様には、浸水対策についての理解及び関心を深め、地域における浸水対策の推進に努めるとともに、市が実施する浸水対策に協力するよう努めていただく。

事業者の方には、みずからが地域社会の一員であることを認識し、市民とともに浸水対

策の推進に努めるとともに、市が実施する浸水対策に協力するよう努めていただく。

市は、浸水対策を推進するとともに、広報その他の活動を通じ、浸水対策の必要性について市民及び事業者に対して意識の啓発に努める。

このような、市・市民・事業者の役割分担により、相互の理解と連携のもと、協働して浸水対策に取り組んでまいります。

次のページをご覧ください。

浸水被害の予防及び軽減のための基本方針でございます。これは、条例第7条2項の1号に規定されております。

浸水対策のあり方といたしましては、浸水被害の「予防」及び「軽減」を目的とし、市民が「安全で安心」して暮らせる社会の実現を基本方針といたしまして、浸水対策の目指すところの目標を、まずは浸水被害の予防として、市街地において概ね10年に1度の時間50mmの雨に対して浸水被害を防止し、市民の日常生活を確保する。

次に、浸水被害の軽減といたしまして、市街地において概ね20年に1度の雨、時間60mmの雨に対して床上浸水を防止し、都市機能を確保する。

さらに、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現のために、時間60mmを超える豪雨に対しては、市民の生命の確保を図る。

という目標を設定いたします。

資料5ページをご覧ください。少し飛びますが、5ページをご覧いただきたいと思います。

これは、岡山市の過去83年間の年最大時間雨量の発生回数をあらわしたグラフでございます。

○西山会長 浸水対策の目指すところですね。

○山川課長 ページがついておりませんでした。すみません。失礼しました。

岡山市の過去83年間の年最大時間雨量の発生回数をあらわしたグラフでございます。ここで目標とした時間50mm以内の雨というのは、グラフにありますように83回中76回の降雨で90.5%でした。

また、時間60mm以内の雨は96%で、ほとんどの雨がこれによりカバーされることがわかります。

次のページの資料6をご覧ください。ここでは、浸水対策の目標をイメージ化したものでございます。

左側の現状は、現在の岡山市の状況でありまして、時間50mmで床下浸水が発生し、一部では床上浸水も発生しております。

また、時間60mmを超えると、床上浸水が発生する状況でございます。

右側の目標は、浸水対策の目指すところをイメージしたもので、時間50mmの雨では床下

浸水を解消し、道路冠水にとどめる。

時間60mmの雨では、一部の床下浸水にとどめるというものでございます。

また、目標達成の見通しにつきましては、浸水対策は非常に長い期間が必要で、概ね30年後を想定しております。

すみません。資料の2ページに戻っていただきたいと思います。

浸水対策の実現に向けてでございますが、この浸水対策の目標を実現させるために、まず1つ目に推進体制の強化を図る必要があります。浸水対策の基本計画を着実に実行するためには、各対策を担う関係部局の連携強化が重要であり、そこで基本計画に掲げる取り組みを着実に推進するため、市の内部組織として岡山市浸水対策推進連絡会議を設置をさせていただきます。

2つ目に、市民への広報・周知が重要であります。

浸水対策は、災害直後においては、その大切さが広く認識されるものの、しばらくたつとその重要性が忘れ去られてしまう傾向があり、市はその重要性、とりわけ住民の「自助」について経験を風化させないように不断にPRに取り組むことといたします。

次のページをご覧ください。

次に、具体的な取り組みの方向性でございます。これは、条例第7条2項の2号から6号に規定されております。

まず1つ目は、下水道、河川等の整備等に関する事項といたしまして、大規模な浸水被害を防ぐための「河川改修」の促進に関する事項。内水氾濫を防ぐための下水道整備の推進に関する事項。

2つ目は、雨水流出抑制施設の設置の促進に関する事項といたしまして、市・市民・事業者の協働による雨水の流出を抑える「流域対策」の強化に関する事項。

3つ目は、森林、農地、緑地等が有する保水及び遊水の機能の保持に関する事項といたしまして、「流域対策」として、機能保持のための土地利用対策の促進に関する事項、既存ストックを活用した「流域対策」の推進に関する事項。

4つ目は、水防体制及び避難体制の強化並びに市民及び事業者に対する啓発に関する事項といたしまして、市の水防体制の強化に関する事項、市民、事業者の自主防災対策の推進及び市の支援に関する事項、市民の生命を守るための「避難対策」の強化及び継続した啓発活動に関する事項。

5つ目は、これまでに述べましたもののほか、浸水対策を推進するために必要な事項といたしまして、基本計画の実行性を確保するための体制の強化に関する事項。

以上のような事項について、岡山市の浸水対策の具体的な取り組みの方向性として基本計画の中に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

最後に、基本計画作成の今後のスケジュールですが、本日開催しております第1回浸水

対策推進協議会に、この骨子（案）をお諮りしております。今後は協議会のご意見等を参考とさせていただき、基本計画の検討を進め、8月頃にはパブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見をお聞きする予定としております。

当然この基本計画は、当協議会のご意見を聞きながら作成することとなりますので、時期はまだ決めてはおりませんが、パブリックコメントを実施する前には基本計画の案をお示しし、ご意見を伺ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で岡山市浸水対策基本計画骨子（案）についての説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○西山会長 はい、ありがとうございます。

確認ですけど、基本計画骨子（案）になっております。ですから、ここでまずこれを了承いただくという審議事項になっております。で、岡山市の浸水対策の推進に関する条例第7条に基本計画を策定することということで、今ご説明いただきました基本計画骨子（案）が事務局から出ているというところです。

各委員の先生方、内容を見ていただきまして、質問あるいは意見、どちらでも結構です。ここ抜けとるぞとか、ここどうなっているのか確認、どちらの意見でも結構ですので、お気づきの点、ご意見いただきたいんです。よろしく願いいたします。

もちろんハード、ソフト、両方ともの内容を含んでいただいておりますけども、少し概要っぽいところがありますので、詳しいところはまたそれぞれ疑問をお持ちでしょうけども、また全体を決めていく骨子（案）、その概要において改めてここを確認しておきたいというご意見ございますでしょうか。

○千野委員 はい。

○西山会長 じゃあ千野委員、お願いします。

○千野委員 2点、意見がありまして、1点目は資料の2ページ目の下のほうに、2. 浸水対策の実現に向けてと、こういう項目がございますが、②番の市民への広報・周知、こちらの項目があって、気になったのは、浸水対策を事業者にもご協力いただかなければいけないというところで、事業者はどうやって周知していくのか。先ほど課題にもありましたように、計画のその下流側というか、最後段階で協議しても、実際には事業者も行政も、今さら計画を変更したら難しいであるとか、予算を追加で確保するのは難しいとかということで先ほど上げられました。ですので、プロジェクトの上流段階、初期段階でいかに事前協議していただくかというのが最重要になるかなど。その実効性を担保するための方策というのは、この制度自体を事業者に周知していくということが重要かなというふうに思っておるところでございます。

ですので、基本計画に入れてくださいというよりも、そちらについてどのようにされていくのかということと、あとは行政的で恐縮なんですけど、こういう計画をつくったら、大

体フォローアップをやっていく計画が非常に多いです。フォローアップをすることが目的ではなくて、進捗を確認していくのであるとか、つくって終わりではないような、そういった体制を今後どのように考えられているのかを、2点、意見として述べさせていただきます。

○西山会長 ありがとうございます。

もちろん詳細はこれから詰めていくということの全体概要で今説明になったので、今お答えできる範囲のところでは何か事務局、ございますか。

○山川課長 はい。委員ご質問の、まずは広報活動についてということでございますが、この条例は4月1日施行ということでございますが、この事業者の方の雨水貯留施設を設置するということで、雨水排水計画を事前協議するということは、来年、平成30年4月1日に施行しようというふうに考えております。というのも、広報・周知というものをこの1年間で徹底して行っていきたいというふうに考えておるということでございます。

現在のところ、この条例ができて、簡単な、今お配りしていた3枚のパンフレットがあると思うんですが、そういうものを策定いたしまして、市のそういう開発指導課とか建築指導課のような、そういう関係するような部署におきまして、そこで事業者の方に配付していただいて周知していただいている。

それから、各市の施設に配付しているということ、それからあと岡山県の建築士会からあわせて岡山県建築士事務所協会というものがございまして、そちらのほうで会報等を配られておりますので、その会報と一緒に会員の皆様にお配りしていただいて、周知を図っていただいたりしているところでございます。

また、今後この基本計画や審議していただく技術基準等ができましたら、それらについてもあわせて同じように、そういう建築士会であるとか、そういうところを通じまして広報、PRして、皆様に周知していただけるように実効性が担保されるように努めてまいりたいと考えております。

フォローアップについてでございますが、当然この会につきましても、今回は基本計画とかそういうものの審議でございますが、今後はその浸水対策の進捗状況等、そういうものにつきましてもこの協議会のほうに報告させていただきたいと思っておりますし、先ほど説明の中にありました市の内部組織である、そういう連絡会というものを立ち上げますが、そちらのほうでも常にフォローアップして、そういう進捗状況を確認していくというふうな体制で臨んでいきたいというふうに考えております。

○西山委員長 最初の委員からの、最後、資料番号をつけていないこの3枚のパンフレットのことを述べられたんですかね。

○山川課長 はい。

○西山会長 これから施行に向けてということで、PRのほうはしっかりしていきたいと

いうご回答と、そのフォローアップにありますけど、今後はパブリックコメントとか求めていって、その中でまたこの協議会で内容を照査していくとかという形のスケジュールを一応組んでいただいているというところで、そのあたりでもんでいきたいという形の回答になるかと思うんですけども、委員、何かそれに対してご意見、よろしいですか。

○千野委員 大丈夫です。

○西山会長 少しこちらの最後のつけていただいていた3枚のパンフレットですかね。こちらのほうも少し委員の先生方、見ながら、改めてまたご意見、ほかございますでしょうか。

○徳田委員 はい。

○西山会長 はい、徳田さん、お願いします。

○徳田委員 千野さんが、事業者のほうに言われたんですけど、市民の評価というのがかなりこの協働のところに、双方周知、市民は大体危機管理課に尋ねに行かれます。水道局のこれ下水の担当、何となく一般の市民は行きにくいというか、よく内部を知らないんで、大体危機管理課に大水が出たらうちの地域はどうなるんだというのは、全部危機管理課に行かれて、その対策で講座もいろいろされているので、是非基本計画のことに危機管理課が大幅にかかわらざるを得ないと思います。

それから、自主防災組織も危機管理課だと思うので、この組織が上がらないとこの周知にもつながってこないんで、市内のこの水防体制の強化というところに、かなり市民と近いところの話をできるところの担当課を必ず入れて、より自主防災組織の加盟率を上げるとかというところに考えていただいたほうが、この課にわざわざ市民の方が個人では尋ねにくいかなのような気がします。

○西山会長 ありがとうございます。

どうですか。

○山川課長 確かに委員ご指摘のように、危機管理室というものがあまして、そちらのほうに立ってということもあるとは思いますが、市の下水道河川局においても、内水ハザードマップの公表等させていただいております、そういうものについての出前講座というようなものをさせていただいたり、地域の方々にPR等を幾らかでもやってはいるんですけど、まだまだ足りないとは思っていますので、今後もやっていきたいと思えます。

それからあと、この条例を策定するに当たりまして、危機管理室のほうには協議というか、そういう話をさせていただいて、条例の策定に向けて調整をさせていただいておりますし、先ほど説明しました岡山市の浸水対策推進連絡会議等にも当然危機管理室のほうが入っていただいて、そういう自主防災組織の強化とか、そういう方法とか避難体制の強化とか、そういう啓発活動にはそちらのほうと一緒にやっていくというふうにご考慮

ております。

○西山会長 是非、ご意見等にもアドバイスを受けましたということで、危機管理室、よく市民の窓口がそちらが多いというアドバイスをいただいていますので、是非よろしくお願いいたします。

ほか、委員の先生方、何かお気づきの点、何でも結構です。これに基づいて、また詳細が練られてきますので、その前段階でご意見、何かありましたらお願いします。

じゃあ、齋藤先生、お願いします。

○齋藤（光）委員 先ほどの資料の2ページ目のところで、浸水対策の目指すところということで、その降雨の規模、時間50mm以上と60mm以上というふうに設定されているんですけども、この附属の資料は非常によくわかりやすくつくられていて、床下浸水か床上浸水かを考慮するということここで設定されているということなんですけど、もしできればこの50mm以上、60mm以上のところで、その床上浸水、床下浸水が何件ぐらい発生したかとか、そこのところで一気に件数が増えているとか、そういうデータがもしありましたら、この6ページ目ですかね、この雨水のグラフのところにそういうデータも載せていただけると、説得力が増すのかなという気がちょっといたしました。意見ですけど。

○西山会長 被害の定量化ですね。それはまた、是非ご検討ください。

何か今、事務局から。じゃあ桐野さん。

○桐野局長 下水道河川局長です。

今齋藤委員のほうから、50mm、60mmでどれだけ浸水が発生するのかというところをデータ化、見える化ができないかというふうなご意見でございました。

実は、岡山市も広うございまして、場所による地形的な特徴、あるいはその降雨の状況ですね、長雨であるとか短時間のゲリラ豪雨等のような状況、そういった状況によりまして、なかなか50mm、60mmでそういう境界というんですかね、どのような発生状況になるのかというのが、実はちょっと難しい状況でございます。

ただ、何らかの形で少しデータのほうは整理してみたいと思っております。

○西山会長 今のご意見のように聞いてみたい、確認しておきたいという意見でも結構です。ご自由に発言なさってください。

はい、じゃあ西村委員。

○西村委員 西村です。

市民のほうに啓発ということなんですけど、例えば岡山平野は広いですけども、どうしても北側というのは浸水しにくいですね。浸水しにくいエリアの人たちに、浸水するからみんな対策してねって呼んでもなかなか難しいと思うんですよね。それを下流のほうの児島湖に近いような人は、毎年はらはらしながら、ああ、台風が来るといったららはらしながら生活している人たちは、ああ、そうしたらいろいろ対策せにゃいけんという実感

が湧くと思うんですけれども、喫緊、その危険のない、余り浸水の心配がない地域に住んでいる人たちに、これをどう周知していったら、どう手伝っていただけるかというのは、かなり難しいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○西山会長 何か事務局、コメントありますか。

我々も経験しています。単にハザードマップ見せても見てくれないし、そういう危機感を植えつけたら、即答はなかなか難しいところになるんですけど、もしこの場で答えられたら。

○河原審議監 はい。審議監の河原でございます。

まさに今委員が発言をされた内容というのは、非常に重要な話になってきます。

骨子を今日ご案内をさせていただいてまして、まずその岡山市の中で今後基本計画の本案を作成していく中で、市全体として役割分担をさせていただいて、これはあくまでも岡山市の取り組みになりますので、まさに今、西村委員が言われたところなんかは、危機管理がグリップをしてリーダーシップをとっていただくところになってきます。で、基本計画を策定していく中で、少し具体的な方針を決めさせていただくんですが、その先に、より実効性を担保するために役割分担をする上で、所管をしているところがどんな行動をするか、どういうツールを使うかというところを、我々としては関係部署としっかり今後詰めていきたいというふうに思っています。

今、西村委員がご案内をされたような話も、そのたたき台の中で、逆にお願いとしてはしっかりこういった道具を使うとか、こういうやり方があるんじゃないかというのも提案をいただく中で、そのあたりの基本計画、行動計画の具体的な方策を考えたいなというふうに思っていて、ここの3つの目標を示させていただいて市民の生命の安全確保というところに関しましては、非常にそこは重要な分野になってきますので、今のところ、通常のやり方からさらにグレードアップしたようなものを、今日、今ご提案をすることはできないんですけど、そういう形で進める中で、しっかり皆さんからもご案内いただく中で考えていけたらなというふうに思っています。

以上です。

○西山会長 今後詰めていくのに、是非アドバイス、一番いい、ふだんからそういう活動を学区と一緒にお願いしているところがありますので、是非いいアドバイスがありましたらむしろよろしく願います。

私も実は内水氾濫のシミュレーションの専門といいますけど、まあ公開したらいろんな意見が来て、以前はもうむしろ土地の値段が下がる。先生、何してくれたんかという、業者さんからのクレームもあったんです。最近では意識は随分変わりつつあって、それ込みで土地の値段とかマンションの値段も決めていくみたいな理解があって、むしろ積極的に県



のほう早く公開してくれという流れもできつつありますけど、そのあたりうまく、どう公開していくのか、これは課題だと思いますね。

1 ページ目、ここ市・市民・事業者と書いていますけども、学区もどう絡んでいくかというのが、県立大学の齋藤先生、一つの課題、ふだんお仕事でビジュアル化されていますけど、是非その辺のところはまた委員の先生方、是非アドバイス入れていくとお考えください。よろしくをお願いします。

ほか何かお気づきの点ございますか。

じゃあ、お願いします。齋藤先生。

○齋藤（美）委員 岡山県立大学の齋藤です。

いろいろ勉強になるご意見が多くて、どういう点を言ったらいいのかなと思いながら考えていたんですけども、先ほど審議監のほうから役割分担ということ、それから西村委員のほうから被害を想定、リアルに想定できる地域にお住まいの方というようなご意見が出たんですけども、この骨子をもう少しディテールに入ってきてからになるかとは思いますが、被害に直面する可能性が高い方以外のステークホルダーといいますか当事者意識、自分のところはつからないだけけれども、流出を抑えるということを協力することでまち全体の浸水被害がおさまっていくというようなことに対して、その当事者意識をどういうふうに向かさせていくかというようなことも、方向性の中では必要になっていくのかなというふうには思っておりまして、各事項は条例に倣って設けられているという理解をしているんですけども、細かい事項の中身を考えていくときに、当事者として忘れないような立場の市民の方ということも意識しながら、中身を詰めていくということが市全体の啓蒙につながっていくのかなというふうに考えておりますので、そのあたりも感想なんですけれども、私のほうも気をつけていきたいなと思っております。

○西山会長 はい。貴重な意見、ありがとうございます。

これ、この協議会としてもいろいろな先生の意見を酌み上げて、事務局と一緒にもんでいきたいということで、是非よろしく願いいたします。

ほか何か骨子（案）、全体的に見ていただきまして、さっき言いましたようにこれは案でございますので、こういうところを盛り込んだらいいよ、こういうところをもう少し強化したらいいよ、特に何かございましたらご意見いただきたいんですけども、よろしいですか。少しこれ絡みますので、あと技術基準のところがありますので、じゃあ先にそちらを見ていただきまして、またこちらのほう全体に戻りたいと思います。

では、骨子（案）に関しては、原案、これで進めさせていただくということで、各委員の先生から意見いただきました。それを今後盛り込んでいくという形で進めさせていただくことをお願いしまして、次に技術基準（案）、こちらのほうを見ていただきたいと思っております。

じゃあ事務局の方、引き続き説明をよろしくをお願いします。

○山川課長 はい。下水道河川計画課長の山川でございます。引き続き説明させていただきます。

岡山市浸水対策技術基準（案）について、お手元の資料に沿って説明させていただきます。右肩に資料－６と書いてございます浸水条例による雨水排水計画と技術基準についてというタイトルの資料でございます。

１ページをご覧ください。

岡山市浸水対策の推進に関する条例の第14条で、開発行為等を行おうとするものは、雨水排水計画の作成、岡山市との協議が義務化されます。

また、この雨水排水計画の内容は、技術基準に適合させなければならないと規定されております。なお、この義務づけにつきましては、先ほどもお話しいたしましたように1年間の猶予期間を設けまして、来年の平成30年4月1日からの施行としております。

今回お示しする技術基準（案）は、市との協議の対象となる事業、規模、必要貯留量などを定め、雨水の排水に係る技術上の基準となるものでございます。

まず最初に、雨水排水計画の協議対象となる事業でございますが、開発行為のみとする为中心市街地などでは新たな開発行為は少なく、建てかえなどの建築行為が大半となっていることや、駐車場にする場合には舗装により雨水流出量の増加につながるということから、協議対象となる事業を都市計画法に基づく開発行為、建築基準法に基づく建築行為で、ただし新築、改築、建てかえ、増築及び移転を対象。それから、駐車場、それと土地の舗装や造成など、雨水流出量の増加につながるものといたします。

規模につきましては、対象となる開発面積や敷地の面積が3,000㎡を超えるものに対して協議の対象とすることを考えております。

資料の4枚目の参考資料－１というふうに書いてあります資料をご覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

これは、3,000㎡以上の敷地というのは、例えば岡山駅を中心とした……。

○西山会長 参考資料－１のところですか。

○山川課長 はい、すみません。岡山駅を中心とした半径1kmの中で調べてみますと、3,000㎡以上の敷地を持った土地は、図の中の赤色で着色した部分に当たります。全体の約15%に当たる土地が対象となりまして、全てが貯留施設を設置していただければ、小学校のプールに換算しますと約34杯分の9,320m<sup>3</sup>の貯留効果が見込まれます。この対策は地道な対策の積み重ねですが、将来対策が進んでいけば非常に大きな効果を生み出すことが可能になることを示していると考えております。

次のページをご覧いただきたいと思っております。

この表は、過去3年間の岡山市内での開発行為等の規模別の実績を表にしたものでござ

います。すみません。参考資料－２というものです。

現状では、規模の小さい案件は主として個人の住宅で、個人の住宅に雨水貯留施設を設けることは厳しいと考えます。

3,000㎡以上の規模のものは、そのグラフにありますように市街化区域の開発行為の20%の対象件数で、面積の36%を占め、市街化調整区域の開発行為においては2%の対象件数で、面積の28%を占めております。

また、建築行為においては、2%の対象件数で、面積の61%を占めております。

このように3,000㎡以上の規模の大きい開発は、件数は少ないものの総面積に占める割合は高いので、少ない負担で大きな貯留対策の効果が期待されると思います。

戻りまして2ページ目をご覧くださいと思います。

こちらのほうでは、雨水排水計画で求めます雨水流出抑制施設の貯留施設の規模を決めるための必要雨水流出抑制量についてでございます。

計画上必要となります雨水流出抑制量については、下水道の基準となります合理式という計算方法によりまして雨水流出量を算出しますが、平成27年度におきまして岡山市における実際の開発・建築事例について検証をいたしましたところ、2ページの中ほどの表にありますように、求められる貯留量は開発事例では平均344m<sup>3</sup>/ha、建築事例では更地への新築や既存建てかえの場合によってばらつきがあるものの、平均1ha当たり227m<sup>3</sup>となりました。

岡山市における開発行為や建築行為後の土地利用形態は、ほとんどの場合が屋根、舗装、緑地で構成されておりまして、その割合も大部分のケースにおいて同様の傾向が見られました。

また、開発後の流出係数は、大部分が0.85から0.9となっておりまして、岡山市における必要な雨水流出抑制量は、雨水排水計画策定時の計算の簡素化や事業者の負担軽減を考慮いたしまして、さらにわかりやすい基準となるように、開発行為の場合では1ha当たり300m<sup>3</sup>、建築行為の場合におきましては1ha当たり200m<sup>3</sup>の一律貯留を求めることといたしました。

3ページをご覧ください。

こちらは、緑地の確保や透水性舗装による貯留量の低減措置についてでございます。

これは、緑地の確保や道路において透水性舗装などを採用することによりまして、雨水浸透対策も有効な対策であることから、これらの対策を実施している事業者の方に対しては、貯留量の低減措置を設けるものでございます。

低減量につきましては、緑地1㎡当たり0.05m<sup>3</sup>、透水性舗装につきましては0.02m<sup>3</sup>、排水性舗装及び裸地につきましては0.01m<sup>3</sup>を低減できるものとして考えております。これにより全面を舗装や屋根で覆われてしまう場合と、緑地を多く設け透水性舗装な

どを行うことにより、浸透対策に取り組んでいる事業者との不公平を是正することにつながると考えております。

次の4ページをご覧ください。

ここでは、岡山市の必要とする貯留量について、他都市の貯留量と比較したものをお示ししております。

調査を行った都市の貯留量の平均は約1ha当たり400m<sup>3</sup>で、岡山市の貯留量は過大ではなく、他都市と比較しましても妥当な貯留量の基準や面積要件となっているものと考えております。

次の5ページをご覧ください。これは、雨水排水計画の協議フローをお示ししております。

これまでは、フロー図の左側の通常の開発許可申請の流れの中の都市計画法32条に基づく同意協議の場面というのがありますが、その場面において下水道河川局と協議をされている状況でありました。今後は、このフロー図のとおり、開発行為だけでなく建築行為なども青色と緑色で着色している場面でございますが、下水道河川局と事前に協議をしていただくこととなります。これにより届け出等を公的機関などに申請する前段階において、雨水排水計画の協議を着実に進めることで、雨水流出抑制施設が確実に実施されることにつながっていくものと考えております。

続きまして、参考資料-3というもの、最後のページになると思いますが、をご覧ください。建築行為における小規模な建築行為の取り扱いについてをお示ししております。

これは、対象となる敷地面積は大きいですが、小規模な新築や増築を行う場合において、求める流出抑制の対策が過大になってしまうという場合はどうするのかということになります。

小規模な建築行為の取り扱いとしましては、対象建築物の影響範囲が1,000m<sup>2</sup>未満のものにつきましては小規模施設として取り扱うこととし、雨水流出抑制施設の設置の対象外とすることを示しております。

影響範囲としましては、中段のオレンジ色の枠の中に記載しております、①の建築面積と舗装や土間コンクリートなど実際に工事を行う面積と、②の建築面積を該当する敷地の建蔽率で割り戻すことによって求められる面積の、いずれか大きいほうの面積により判断するというものとしております。これにより小規模な倉庫やトイレなどを増設する場合においても、全敷地を対象とみなして流出抑制施設の設置が必要なのかというような、そういった場合においても必要な線引きとなってくるものと考えております。

次のページよりは、これまでご説明しました技術基準について文章化した技術基準(案)を添付しております。

以上で岡山市浸水対策技術基準(案)についての説明を終わります。よろしくご審議を

お願いいたします。

○西山会長 はい、ありがとうございます。

これが技術基準（案）でございます。これも審議対象になっておりますので、委員の先生方、よろしく申し上げます。

それぞれの市、特徴があって、どれぐらいのところまでひとつその対象、基準の対象を決めるかというところですね。4ページ、それぞれ各ほかの自治体との比較をつけていただいております。それぞれ市の事情がありまして、全部一律に決めているわけではないと。その市、自治体の事情を勘案して決めていくと。どういう事情があるかというのが参考資料－1、2で示していただきましたと。3,000㎡以上の土地が、数ではなくて占める面積が影響力が大きいというところの根拠をつけていただいたというところですよ。

それと区別して、小規模な開発、増築とか新築ですね。過大にならないようにその配慮をしておりますよというのが参考資料－3になります。

それらを踏まえて技術基準（案）を今策定して、委員の先生方にお諮りしたいというところですよ。

少しここでご意見いただきたいんですけども、少し技術的なところもありますけども、先ほどと同じように確認しておきたい。ここどうなっているんだというのをひとつここで押さえておきたいと。そういうご意見踏まえまして、あるいは感想でも結構です。いろんな意見ありましたら、委員の先生方、よろしく申し上げます。

○徳田委員 はい。

○西山会長 徳田さん、お願いします。

○徳田委員 各政令指定都市でこの基準（案）、私専門外なのでよくわからないんですけども、岡山市はその施設の根拠がないためなかなか進まないと言われていて、一番進んでいる政令市は調べられているんですか。どういう順番で、水害が多い都市においてはかなりこの設置的なものが進んでいるとかというのを教えていただけませんか。

○西山会長 そちら辺の背景はご存じですか。

○徳田委員 わからなかったらいいです。

○西山会長 先ほどと一緒に、即答できなければ、あと委員の先生方、個別に回答いただくということも可能ですけども、この場で答えられる範囲で結構ですよ。

はい、お願いします。

○斎野統括審議監 明確にデータは持ってないんですけども、水害が多いところというのもございますが、大都市で都市化が特に進んでいるようなところは雨水の貯留化が進んでないというところがございますので、比較的こういう貯留を義務づける制度というのが進んでいるという傾向にあるかと思えます。すぐデータはまた調べていきたいと思えます。

○徳田委員 ありがとうございます。

○西山会長 桐野さん、お願いします。

○桐野局長 下水道河川局長です。

私もデータ持っているわけではないんですが、昨年ですか、川崎市のほうへ視察へ行かせていただきました。そのときに、ここへ出ているような協議状況ですね、そういった協議状況、それから実際に事業者の方が協力していただけるのかどうなのか、そのあたりをお伺いしたところ、川崎市におきましては100%協力をいただいているというふうな状況もございました。

○西山会長 ほかございますか。

○徳田委員 はい。そうやって進んでいるところのいいところを、この岡山市の取り組みにも必ず入れて、絶対やらなきゃいけない義務がなきゃ事業者も、設計を頼まれてもこのお金が要る部分、どう説明すればいいか。倉森さんなんかはどうすればいいんだろうというように思われているんじゃないかなと思って、より事業者や市民が納得できるような言葉というのが必ず必要かなと思います。

○西山会長 そのとおりですね。私も大阪市ではさんざん経験してきたんですけども、さっきの最初の委員の先生からのPRをどうするんだというところを含めて、ほかの都市が随分参考になるところがあると思います。そこを含めて、また資料の整理等々よろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ西村委員、お願いします。

○西村委員 西村です。

岡山市の地盤の特性と言えば特性だと思うんですけども、今回その雨水の貯留、水をためるといのがメインにあると思うんですが、市の北のほうに行くと、雨水浸透のほうね、カバーできる地域もあるんじゃないかなと思うんで、貯留だけでなく浸透でいけるところは浸透でも何かいいんじゃないのというのがあってもいいのかなと思いました。

○西山会長 これもそのとおりですね。そこ、地域性があるんですよ、西村委員、北とか南とか、それぞれ。地盤条件もありますので、そこも一つ課題にして今後進めていただけましたらありがたいなという感じです。

怖いのは市街化のあたりですけども、そのあたり、少し考慮していただきたいというアドバイスと受け取ってください。よろしくお願ひします。

はい、じゃあ倉森委員、お願いします。

○倉森委員 すみません。参考資料-3に1,000㎡未満の小さい規模の建築行為についてのことがあるんですけども、1,000㎡未満の場合には不要ということで、それが累計で1,000㎡を超えるときには対象ということになるんですけども、いつからどの段階で累計になっているのかというのが、最初は500㎡、次は600㎡とかとクリアになっていけばい

いんですけれども、100㎡、200㎡という小さな建築行為を行う場合もあるので、そういう基準をどこから持っていくかというか、その辺がちょっと難しいような気がしました。1回目のときに950㎡、2回目のときに100㎡とかというときには、大きい開発でなくて小さい行為のときにかかってしまうというのも、なかなか金額的なこととか、実際には難しいような気がするのですが、どうしたらいいのかというような答えがないのにしゃべっているんですけれども……。

○西山会長 結局積み上げてみたら大開発をしたという……。

○倉森委員 そうです、そうです。そのあたりが、いずれ細かいことを言っていると課題になってくるのかなという気がしました。

○西山会長 いいえ、これもそのとおりですね、はい。

○倉森委員 あと、もう一つ補足といいますか、先ほど建築士会のほうとか事務所協会のほう、建築団体のほうにチラシを配っていただいているんです。私たちは士会に入っているのでチラシを受け取って、会社にも掲示はしているんですけれども、残念ながら建築士会に入っていない建築士というのも大勢いまして、確認申請とかを出して建物を建てていくんですけれども、それも岡山市とかを通らず民間業者だけで済ませてしまう民間確認申請団体がありますので、そちらのほうにも資料の配付なり公告なりをしていただいたほうがいいかなということを思いました。もうされているかもしれませんが、ちょっと気になったので。

以上です。

○西山会長 はい、ありがとうございます。

この参考資料-3のここですね。ただし累計で1,000㎡を超える場合は対象外と書いていますが、この累計を少し明確化する方法を検討しておかないと混乱しますよというアドバイスが最初のアドバイス。よろしいですか、事務局。

○山川課長 はい。下水道河川計画課長の山川でございます。

先ほど言われました累計の観点ですが、雨水貯留施設の設置はしなくてもいいということではありますが、3,000㎡を超える敷地ということでもありますので、雨水排水計画はしていただくということになりますので、その来年度4月1日以降にはそういう敷地についてはそういう協議の記録が残りますので、それで累積を見ていくというふうに考えておると。

あと民間のところに対しての広報ですが、委員のご指摘のようにこれからはそちらのほうにも伺って、十分広報・周知をしていくようにしていきたいというふうに考えております。

○西山会長 倉森委員も是非またアドバイスよろしくお願いします。

○倉森委員 はい、了解いたしました。

○西山会長 お願いいたします。ありがとうございます。

ほか、委員の先生方、何かお気づきの点でよろしいので、ございましたら。

じゃあ千野委員、お願いします。

○千野委員 資料－６の技術基準のところについては、非常に他の市の事例も見て妥当ではないかなというふうに思っておりますので、結局この技術基準に基づく事業者さんへの開発行為の協議のお願いというのが、先ほども言いましたようにこの条例の根幹かなと思っています。ですので、アドバイスとして、先ほども言いましたが広報のアドバイスとして何でなのかと。岡山市で浸水被害が増加していると先ほどありました。なぜなのかと。いったところをしっかりとわかりやすく説明していただきたいということで、少しアドバイスなんですけど、岡山市はもうご承知のとおりゼロメートル地帯で土地が低い。土地が低いから浸水被害が増加している。じゃあ何でなのかと。いったときに、結局雨をためる、ゆっくり流す、しみ込ます、この３つの機能が低下しているからなんです。何でかといったときに、結局市街化が進展している。家が建っている。

先ほど資料－６の４ページに、ほかの事例をつけていただいているんですけども、もうほとんど同じような、人口が増加して急速に宅地が、市街化が進展している地域で既に条例が策定されている。岡山市も多分同じなのかなと。戦後非常に宅地がどんどん進展して。いって、土地が低いのみならず、水をためる、ゆっくり流す、しみ込ます、この機能が低下しているから浸水被害が増加しているんです。ですので、対策としては、さっき言ったためる、ゆっくり流す、しみ込ますための施策を市や市民、事業者が協力して取り組んでいく。こういった背景があるんですよというのをわかりやすく言ったほうがよいかと思ったので、ちょっとアドバイスをして、広報の仕方としては、なぜ岡山市には増えているのかと、そのために何が必要なのかといったことをわかりやすく、技術基準になると非常に難しくなってしまうと、やらなきゃいけない、仕方がないとなるんですけど、納得がいくための説明をもう少し、この背景資料の中で補強していったらどうかなというふうに思った次第でございます。アドバイスでございます。

○西山会長 この後、パブコメ控えていますし、貴重なご意見だと思います。

これから、徳田委員からもNPOとのつながりとか両齋藤委員含めて学割の役割も重要になってくると。そのあたり、安全・安心で売っていた市が、これ危ないよというときにどこまで定量化して、本当にどこまで危ないのかを見据えなきゃなかなか難しいところもありましょから、そのあたり、各委員の先生方含めまして、是非アドバイスを今後も続けていっていただきたいと思います。それを踏まえて事務局とも一緒に、本当にいい案をつくっていきたくと思います。よろしくをお願いします。

ほか何かお気づきの点でございますでしょうか。

○徳田委員 今のに続けていいですか。



○西山会長 はい、徳田委員、お願いします。

○徳田委員 千野さんの説明聞いて、非常に市民は納得するかなと思って、その部分がこのチラシ、建築家とか開発業者の人たちは非常に、ああ、こういうことかと理解できるんだと思うんですけど、私いつも行政に言うことなんで、もっとわかりやすいチラシをつくれとね。齋藤先生なんかもらっしやるんで、デザイン的なものとか、私なんかも、ああ、これ一発でこれやらなきゃ、浸水被害に私が遭うとか、もうちょっとこれできないかな。これがデザインに予算がかけられないという。だけど委員の先生、たまたま齋藤先生と私がいるもので、もうちょっとわかりやすいチラシを作成するというのも広報のまず一歩じゃないかなと思っています。すみません、意見です。

○西山会長 これね。これなんか是非課題として、この協議会の中で上がってきた課題として受けとめていただきたい。よろしくお願いします。

逆に言うと、そうそうたるメンバー揃っていますので、委員をどんどん使ってくださいということでよろしいですね、委員の先生方。是非委員の方のアドバイス受けて、本当にいいものをつくっていきましょうということでよろしくお願いします。

ほか何か、本当にコメントで結構ですので、ございますか。よろしいですか。

今、透水性舗装って、市でどれぐらい実際あるんですか、過去実績って。即答でなくてもいいんですけど。なかなか、ただ透水ちょっとやってみろといったって、なかなか実は難しいところがありますよね。

○河原審議監 審議監の河原でございます。

先ほどの浸透性の話というのもありまして、それぞれの役割分担の中で流域対策の枠組みに入るツールだと思っています。

ただ、岡山市の取り組みとしては、今車道部分での浸透性舗装というのは、基本的に考えていませんというのが現状でございます。ただ、歩道部分においては、都計道路なんかをやっている中で採用いただいているところもございます。

我々としては、その条例の基本計画を考えていく中で、そうした部分の役割分担の中で、例えば土木、道路が携わるところへのご案内のような施策を、少しでもある一定のエリアに盛り込んでいくというようなことをイメージをしておりまして、そういったところを協議会なんかでコミュニケーションをとらせていただいて、委員の方からご提案いただくに進めやすくなるというように考えています。

以上でございます。

○西山会長 そうですね。なかなかそうしたらそれがこんな効果あるよと言ったって、なかなかぴんとこないところか。この効果に対しても定量性が要るかなということですね。

いっそのこと、今後この市の周り全部透水性をしてみるとかですね。それでPRしてみるとか、是非よろしくお願いします。

ほか、委員の先生方、本当にコメントで結構です。よろしいですか。

そうしたら、原案ということなので、これから本当に詳細決めていくと。原案という形で、これでご承認いただいたということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山会長 用意しました審議内容あるいは報告事項は以上でございますが、ほか、全体を通じて委員の先生。

はい、西村委員、お願いします。

○西村委員 概略ということで、承認したという形になるんですが、これ具体的に詳細を決める、そのスケジュールというか、その辺を情報共有というか、皆さん、していただきたいなと思います。

○西山会長 この協議会も、議会が9月にありますですね。その前にパブリックコメントがあると。それに向けてのスケジュール、今示すことございますか。随時という形で今ご報告はいただいているんですけども。随時開催という形でよろしいですかね。

○山川課長 はい。下水道河川計画課長の山川でございます。

次回開催ということでは、今後基本計画のパブリックコメントを8月に実施する予定としておりますので、それをする前に基本計画をこの協議会で審議していただくということになっております。

また、パブリックコメント後にまた最終的な審議会での議論をしていただくというような流れになって、年内に基本計画を取りまとめていくように想定をしております。

○西山会長 今日、原案がこれで承認されたという段階で、これからディテールが入っていったって、1回パブコメの前にこの協議会が開催されるというのを今予定しているということですね。

ほか、委員の先生方、何か気になるところございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山会長 そうしたら、以上をもちまして第1回目でございますけども、岡山市浸水対策推進協議会、これで審議、報告の案件、終了させていただきたいと思います。

そうしたら、この後の進行、事務局に一旦またお返ししますので、よろしく申し上げます。

○瀬島課長 それでは、ありがとうございました。

それでは、審議が終わりまして閉会ということで、閉会に当たりまして桐野下水道局長よりご挨拶を申し上げます。

○桐野局長 下水道河川局長の桐野です。

委員の皆様には大変お忙しい中をご出席いただきまして、また長時間にわたりましてご熱心なご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

市民、事業者の方の、市民一般の方の協力が必要だという中で、そのために広報・周知、そこが必要なんだろうということで、委員の皆様からもご意見いただきました。我々もそこが一番重要で難しいところでもあるのかなと思っております。そのあたりについても、今後基本計画の中身を詰める中にあっても、そういったことも十分踏まえながら検討をしていきたいと思っておりますので、委員の皆様には今後ともどうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○瀬島課長 それでは、これにて平成29年度第1回の岡山市浸水対策推進協議会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

午前11時58分 閉会

以上、上記議事を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び議事録署名人が次に署名、捺印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

以 上